

問Ⅸ—⑨（特定の学校の在學生への奨学金）

特定の学校の在學生向けに奨学金事業を行っていますが、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものと認められるでしょうか。

答

- 1 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するには、できるだけ多くの人が事業の恩恵を受けることができるのがよいのは言うまでもありません。
  
- 2 ただ、奨学金の応募の機会が特定の学校の在學生であっても、当該奨学金を給付又は貸与される在學生は入学の機会が不特定多数の者に開かれていることにかんがみ、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとの事実認定が行えないということではありません。

（補足）公益目的事業か否かの判断についての基本的事項については問Ⅷ—1—①をご参照ください。

（参照条文）公益法人認定法第2条第4号、別表

（参照すべき「公益目的事業のチェックポイント」）p39、p47・48